

袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の策定について

【条例(案)の概要】

1 条例の制定理由

地球温暖化対策と国の再生可能エネルギーの推進により、地域資源を生かした、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備の設置が増加しています。

本市においても、恵まれた日照条件により、太陽光発電施設多く設置されています。

しかし、急速に導入が進んだ結果、自然生態系や景観への悪影響、雑草の繁茂、土砂災害の誘発や突風によるパネルの飛散などの事例が生じています。

このようなことから、自然環境・生活環境・景観の保全と再生可能エネルギー事業との調和、設置者の適正管理を推進することを目的に、「条例」を制定するものです。

2 条例の概要

(1)本条例における用語の定義

再生可能エネルギー発電設備	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」に規定する太陽光、風力、バイオマスを再生可能エネルギー源とする設備とその附属設備（送電に係る電柱等を除く）をいいます。
事業者	事業を計画し、実施する者をいいます。
事業区域	再生可能エネルギー発電事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に再生可能エネルギー発電事業を行う土地を含む。）をいいます。
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者、管理者をいいます。
工事施行者	事業に関する工事を請け負った者や請負契約によらないで自ら工事を行う者をいいます。
近隣関係者	事業区域に隣接する土地や建築物の所有者や借り手、事業区域が活動範囲に含まれる地縁団体(行政区)その他これに類する団体、その他これらのものと同程度の影響を受けると市長が認める個人・団体をいいます。

(2)市の責務

市は、この条例の目的を達成するため、適正かつ円滑な運用を図る必要な措置を講ずることとしています。

(3)市民の責務

市民は、条例の目的を達成するために、市の施策や手続きの実施に協力するよう努めなければならないこととします。

(4)土地所有者等の責務

土地所有者等は、再生可能エネルギー発電事業により、自然環境や景観を損なわず、災害や生活環境への被害等が発生することがないように、土地を適正に管理しなければならないこととします。

(5)事業者の責務

事業者は、関係法令及び条例を遵守し、自然環境や景観を損なわず、災害や生活環境への被害等が発生することがないように十分配慮し、近隣関係者と良好な関係を保たなければならないこととします。

(6)適用事業

太陽光発電・風力発電・バイオマス発電設備の発電出力が10キロワット以上のものとします。ただし、太陽光発電は建築物に設置するものは、適用しないものとします。

(7)抑制区域

市長は、次に掲げる事由により再生可能エネルギー発電事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）は、市域全域を指定することとします。

ア 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められること。

イ 本市を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること。

ウ 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがあること。

(8)近隣関係者への説明

事業者は、新規又は変更の届出を行う前に、近隣関係者に対して、再生可能エネルギー発電事業計画について説明会を開催しなければならないこととします。

近隣関係者は、説明会を開催した事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業計画について意見を申し出ることができることとし、事業者は、申出をした近隣関係者と協議しなければならないこととします。

(9)届出

事業者は、市内において発電出力10キロワット以上の太陽光・風力・バイオマスの発電事業を施行しようとするときは、再生可能エネルギー発電事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前までに、近隣関係者に対する説明会の実施状況を記録した書類を添えて、次の事項を届け出なければならないこととします。

ア 事業者の氏名及び住所

(法人にあたっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地)

イ 再生可能エネルギー発電事業の着手予定日及び完了予定日

ウ 事業区域内の所在地及び面積

エ 再生可能エネルギー発電事業の内容

オ 再生可能エネルギー発電施設等の管理の方法

(再生可能エネルギー発電事業の廃止後において行う措置を含む。)

カ そのほかは、規則で定める事項

また、届出に係る事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該変更着手する日の30日前までに、説明会実施記録を添えて、変更に係る事項を市長に届け出なければならないこととします。

(10)市長の同意

発電出力50キロワット以上の施設を設置する事業者は、市内において再生可能エネルギー発電事業を施行しようとするとき、又は変更しようとするときは、市長の同意を得なければならないこととします。

ただし、抑制区域内において、太陽光と風力を再生可能エネルギー源とする事業では、次の事項については、同意をしないこととします。

ア 太陽光 太陽光電池モジュール(パネル)の総面積が12,000平方メートル(約2,000Kw)を超える太陽光発電事業

イ 風力 再生可能エネルギー発電設備の高さが20メートルを超える風力発電事業

(11)関係書類の閲覧

事業者は、発電事業を行っている間は、近隣関係者が求めた際には、市長へ提出した書類の写しを閲覧させなければならないこととします。

(12)着手等の届出

事業者は、事業の着手、中止、再開、廃止するときは、届け出なければならないこととします。

(13)完了の届出等

事業者は、当該同意に係る再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了したとき、パネル等の撤去が完了したときは、市長に届け出なければならないこととします。

市長は、工事完了、撤去完了の届出があったときは、届出内容に適合していることを確認することとします。

(14)維持管理に関する報告等

事業者は、保守点検等計画に基づき適切に管理を行うとともに、保守点検、維持管理の実施について、年1回市長に報告することとします。

また、自然災害等非常事態が発生した場合で、周辺への被害が発生するおそれがあるときや発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、市長に報告するものとします。

(15)報告又は資料の提出

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、工事施行者、土地所有者等その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができることとします。

(16)立入調査

市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、事業者、工事施行者の事務所、事業所、事業区域に立ち入りさせ、事業の状況や施設、帳簿、書類その他の物件を調査させたり、その他の関係者に質問させることができることとします。

(17)指導、助言及び勧告

市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導、助言、勧告を行うことができることとします。

(18)公表

市長は、勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、事業者の氏名、住所、勧告の内容を経済産業省に報告するとともに、公表することができることとします。

(19)施行期日

本条例は、周知期間を設け、2019年9月1日から施行することとします。

条例の施行日以降に再生可能エネルギー発電設備の設置のための工事に着手する事業について適用になります。

3 スケジュール

2019年6月の市議会定例会へ条例制定の議案の上程を予定しています。

※なお、パブリックコメントの実施後に条例（案）の審査を行う関係上、審査の過程でその趣旨を改変しない範囲で、文言等を修正することがあります。